

第11次鳥獣保護事業計画書

平成24年4月 1日から

5年間

平成29年3月31日まで

山 形 県

目次

はじめに	1
第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 方針	1
①指定に関する中長期的な方針	1
②指定区分ごとの方針	2
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	3
①鳥獣保護区の指定計画	3
1) 森林鳥獣生息地の保護区	3
②既指定鳥獣保護区の変更計画	4
2 特別保護地区の指定	4
(1) 方針	4
①指定に関する中長期的な方針	4
②指定区分ごとの方針	4
(2) 特別保護地区指定計画	5
3 休猟区の指定	6
(1) 方針	6
4 鳥獣保護区の整備等	6
(1) 方針	6
(2) 整備計画	6
①管理施設の設置	6
②利用施設の整備	6
③調査、巡視等の計画	6
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	7
1 鳥獣の人工増殖	7
(1) 方針	7
2 放鳥獣	7
(1) 方針	7
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	7
(3) 放獣計画	7
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	7
1 鳥獣の区分と保護管理の考え方	7
(1) 希少鳥獣	7
(2) 狩猟鳥獣	7
(3) 外来鳥獣等	7
(4) 一般鳥獣	7
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	7
(1) 許可しない場合の基本的考え方	7
(2) 許可する場合の基本的考え方	8
(3) わなの使用に当たっての許可基準	9
(4) 許可に当たっての条件の考え方	9
(5) 許可権限の市町村長への委譲	9
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	9
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	10
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	10
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	10

3	学術研究を目的とする場合	1 1
	(1) 学術研究	1 1
	(2) 標識調査	1 2
4	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	1 2
	(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	1 2
	(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成	1 3
	①予察表	1 3
	(3) 鳥獣の適正管理の実施	1 4
	①方針	1 4
	②防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画	1 4
	(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	1 4
	①方針	1 4
	②許可基準	1 6
	(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	1 8
	①方針	1 8
	②捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域	1 8
	③指導事項の概要	1 9
5	特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	1 9
	(1) 許可する場合の考え方	1 9
	(2) 許可基準	1 9
6	その他特別の事由の場合	2 0
	(1) 許可基準	2 0
	(2) 許可しない場合の考え方	2 1
	(3) 許可を与える条件の考え方	2 1
	(4) 捕獲物又は採取物の処理	2 1
7	鳥類の飼養登録	2 1
	(1) 方針	2 1
	(2) 飼養適正化のための指導内容	2 1
8	販売禁止鳥獣等	2 2
第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	2 2
1	特定猟具使用禁止区域の指定	2 2
	(1) 方針	2 2
	(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	2 2
	(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	2 3
2	特定猟具使用制限区域の指定	2 3
3	猟区設定のための指導	2 4
	(1) 方針	2 4
4	指定猟法禁止区域の指定	2 4
	(1) 方針	2 4
	(2) 指定猟法禁止区域指定計画	2 4
第六	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	2 4
1	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	2 4
2	実施計画の作成に関する方針	2 4
第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	2 5
1	基本方針	2 5
2	鳥獣保護対策調査	2 5
	(1) 方針	2 5
	(2) 鳥獣生息分布調査	2 5
	(3) 希少鳥獣等保護調査	2 5
	(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	2 5

	(5) 鳥獣保護区の指定・管理等調査-----	2 6
3	狩猟対策調査-----	2 6
	(1) 方針-----	2 5
	(2) 狩猟鳥獣生息調査-----	2 5
	(3) 狩猟実態調査-----	2 6
	(4) 放射性物質検査-----	2 6
4	有害鳥獣対策調査-----	2 6
	(1) 方針-----	2 6
	(2) 調査の概要-----	2 7
第八	鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項-----	2 7
1	鳥獣行政担当職員-----	2 7
	(1) 方針-----	2 7
	(2) 設置計画-----	2 7
	(3) 研修計画-----	2 7
2	鳥獣保護員-----	2 8
	(1) 方針-----	2 8
	(2) 設置計画-----	2 8
	(3) 年間活動計画-----	2 8
	(4) 研修計画-----	2 8
3	保護管理の担い手の育成-----	2 8
	(1) 方針-----	2 8
	(2) 研修計画-----	2 8
	(3) 狩猟者減少防止対策-----	2 8
4	鳥獣保護センター等の設置-----	2 9
	(1) 方針-----	2 9
5	取締り-----	2 9
	(1) 方針-----	2 9
	(2) 年間計画-----	2 9
6	必要な財源の確保-----	2 9
第九	その他-----	2 9
1	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題-----	2 9
2	狩猟の適正管理-----	2 9
3	入猟者承認制度に関する事項-----	2 9
4	傷病鳥獣救護の基本的な対応-----	3 0
5	安易な餌付けの防止-----	3 0
	(1) 方針-----	3 0
	(2) 年間計画-----	3 0
6	感染症への対応-----	3 1
7	普及啓発-----	3 2
	(1) 鳥獣の保護管理についての普及等-----	3 2
	(2) 野鳥の森等の整備-----	3 2
	(3) 小中学生を対象にした普及啓発-----	3 2
	(4) 法令の普及徹底-----	3 2
附属資料	-----	3 4

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第1条の目的を達成するため、法第四条に基づき、環境大臣が定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即して、山形県第11次鳥獣保護事業計画を下記のとおり定めるものとする。

はじめに

本県は自然の豊かさを反映して、多様な鳥獣相を示しており、本邦で確認されている鳥類約550種のうち約380種、獣類では同じく80種のうち45種の生息が確認されている。森林に生息するツキノワグマやニホンカモシカなどの大型獣類や森林生態系の食物連鎖の頂点に立つイヌワシやクマタカなどの希少猛禽類の生息が多く確認されていることは特筆に価する。

このことは、生物多様性にとっても、本県が重要な地域であることを示している。鳥獣保護事業の実施にあたっては、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則等をはじめとする同法の趣旨を踏まえながら、実施していくものとする。

第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

①指定に関する中長期的な方針

本県の良好な自然環境を守り、今後とも、多種多様な鳥獣相を安定的に維持し、将来の世代に引き継ぐことを基本に、本県における鳥獣の主要な生息場所である県境部分の森林地帯や絶滅のおそれのある鳥獣の生息地並びに県民が自然とふれあうことのできる地域を重点に鳥獣保護区の指定に努めるものとする。

鳥獣保護区の指定は鳥獣の保護を図るうえで根幹となる制度であり、これまで、積極的にその指定に努めてきたところである。県全体の鳥獣保護区の指定面積は、県指定(90,558ha)、国指定(30,253ha)合計で120,811haとなっており、県土面積932,346haの約13%を占めている。

第11次鳥獣保護事業計画期間中においては、森林鳥獣生息地の保護区を指定するとともに、期間満了となる既設の鳥獣保護区については原則として指定期間の更新を行うものとし、鳥獣による被害や生息の状況等に応じて指定区域等の見直しを行うものとする。

②指定区分ごとの方針

1)森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、良好な森林生態系が形成されている地域について、鳥獣保護区の必要性について検討する。

2)大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地について、鳥獣保護区の必要性について検討する。

3)集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、鳥獣保護区の必要性について検討する。

4)集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類等の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、鳥獣保護区の必要性について検討する。

5)希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、山形県版レッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、鳥獣保護区の必要性について検討する。

6)生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、鳥獣保護区の必要性について検討する。

7)身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、鳥獣保護区の必要性について検討する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区 分		鳥 獣 保 護 区 指定の目標	既指定鳥獣保護区 (A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区						
				24年度	25	26	27	28	計(B)	
森林鳥獣生息地	箇所	62	32	箇所	1					1
	面積		69,365ha	変動面積	340ha					340ha
大規模生息地	箇所		1	箇所						0
	面積		13,795ha	変動面積						0ha
集団渡来地	箇所		1	箇所						0
	面積		353ha	変動面積						0ha
集団繁殖地	箇所		1	箇所						0
	面積		276ha	変動面積						0ha
希少鳥獣生息地	箇所			箇所						0
	面積			変動面積						0ha
生息地回廊	箇所			箇所						0
	面積			変動面積						0ha
身近な鳥獣生息地	箇所		19	箇所						0
	面積		6,769ha	変動面積						0ha
計	箇所		54	箇所	1	0	0	0	0	1
	面積		90,558ha	変動面積	340ha	0ha	0ha	0ha	0ha	340ha

	本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					本計画期間に区域を減少する鳥獣保護区						
	24年度	25	26	27	28	計(C)	24年度	25	26	27	28	計(D)
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
変動面積	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha

区 分		本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**
		24年度	25	26	27	28	計(E)		
森林鳥獣生息地	箇所						0	1	33
	変動面積						0ha	340ha	69,705ha
大規模生息地	箇所						0	0	1
	変動面積						0ha	0ha	13,795ha
集団渡来地	箇所						0	0	1
	変動面積						0ha	0ha	353ha
集団繁殖地	箇所						0	0	1
	変動面積						0ha	0ha	276ha
希少鳥獣生息地	箇所						0	0	0
	変動面積						0ha	0ha	0ha
生息地回廊	箇所						0	0	0
	変動面積						0ha	0ha	0ha
身近な鳥獣生息地	箇所						0	0	19
	変動面積						0ha	0ha	6,769ha
計	箇所	0	0	0	0	0	0	1	55
	変動面積	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	340ha	90,898ha

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E
**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

①鳥獣保護区の指定計画

1) 森林鳥獣生息地の保護区

(第2表)

年度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指定期間	備 考
平成24年度	西置賜郡小国町	大花山鳥獣保護区	340ha	10年	
計		1箇所	340ha		
合計		1箇所	340ha		

②既指定鳥獣保護区の変更計画

(第9表)

年度	設定区分	鳥獣保護区名称	番号	所在地	変更区分	指定面積の移動			設定後存続期間	備考
						移動前の面積	移動面積	移動後の面積		
H24	森林鳥獣生息地	神室	5	新庄市、金山町、最上町	期間更新	9,384	0	9,384	H24.11.1から H34.10.31まで	
		吾妻	7	米沢市	期間更新	6,169	0	6,169		
		屋敷平	32	最上町	期間更新	1,968	-159	1,809		錯誤
		羽黒山	37	鶴岡市	期間更新	329	0	329		
	集団繁殖地	飛島	9	酒田市	期間更新	249	27	276		錯誤
	身近な鳥獣生息地	野々村	41	真室川町	期間更新	174	0	174		
		東山	50	新庄市	期間更新	325	0	325		
		徳良湖	51	尾花沢市	期間更新	40	0	40		
		眺海の森	53	酒田市	期間更新	456	0	456		
		東陽	54	酒田市	期間更新	88	0	88		
H25	森林鳥獣生息地	月山	28	西川町	期間更新	651	0	651	H25.11.1から H35.10.31まで	
		大頭森山	29	大江町	期間更新	807	-1	806		錯誤
		温海岳	31	鶴岡市	期間更新	510	0	510		
	集団渡来地	千眼寺裏	8	米沢市	期間更新	353	0	353		
H26	森林鳥獣生息地	愛宕山	20	山形市	期間更新	536	0	536	H26.11.1から H36.10.31まで	
		沼山	21	西川町	期間更新	418	0	418		
		八向山	22	新庄市	期間更新	568	0	568		
		金山	23	金山町	期間更新	250	0	250		
		小国	24	小国町	期間更新	2,475	0	2,475		
		白川	25	飯豊町	期間更新	1,960	0	1,960		
		岡山、井岡	26	鶴岡市	期間更新	75	0	75		
	身近な鳥獣生息地	金峰	6	鶴岡市	期間更新	523	0	523		
		東沢公園	45	村山市	期間更新	460	0	460		
		高館山	46	鶴岡市	期間更新	931	0	931		
H27	森林鳥獣生息地	大井沢	16	西川町	期間更新	576	0	576	H27.11.1から H37.10.31まで	
		大蔵	17	大蔵村	期間更新	1,955	-6	1,949		錯誤
		東根	18	白鷹町	期間更新	1,610	0	1,610		
		田麦俣	19	鶴岡市	期間更新	5,903	0	5,903		
	身近な鳥獣生息地	千歳山	43	山形市	期間更新	70	-2	68		錯誤
		出羽三森	44	天童市	期間更新	112	0	112		
H28	森林鳥獣生息地	御所山	14	尾花沢市	期間更新	2,582	0	2,582	H28.11.1から H38.10.31まで	
		摩耶山	15	鶴岡市	期間更新	2,555	0	2,555		
	身近な鳥獣生息地	経塚山	42	上山市	期間更新	899	0	899		
合計		34箇所				46,010	-141	45,869		

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

①指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区内において、生息環境の保全や生態系の維持が、生息鳥獣にとって特に重要である地域について把握し、特別保護地区の指定に努めるものとする。

第11次鳥獣保護事業計画期間中においては、特別保護地区未指定の鳥獣保護区について、上述の方針に従い、指定箇所の検討を進めるとともに、期間の満了する特別保護地区について、鳥獣の生息状況等に応じ、再指定を行う。

②指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定の必要性を検討する。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定の必要性を検討する。

3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定の必要性を検討する。

- 4) 集団繁殖地の保護区
保護対象となる鳥類等の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定の必要性を検討する。
- 5) 希少鳥獣生息地の保護区
保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域について指定の必要性を検討する。
- 6) 生息地回廊の保護区
保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定の必要性を検討する。
- 7) 身近な鳥獣生息地の保護区
鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定の必要性を検討する。

(2) 特別保護地区指定計画

区 分	特別保護地区設定の目標	既設特別保護地区 (A)	本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)					
			24年度	25	26	27	28	計 (B)
森林鳥獣生息地	箇所 面積 17 6,919ha	8 4,279ha	箇所 面積 1 1,644ha	1 160ha	1 143ha		2 950ha	5 2,897ha
大規模生息地	箇所 面積	1 1,289ha	箇所 面積					0 0ha
集団渡来地	箇所 面積		箇所 面積					0 0ha
集団繁殖地	箇所 面積		箇所 面積					0 0ha
希少鳥獣生息地	箇所 面積		箇所 面積					0 0ha
生息地回廊	箇所 面積		箇所 面積					0 0ha
身近な鳥獣生息地	箇所 面積		箇所 面積					0 0ha
計	箇所 面積	9 5,568ha	箇所 面積 1 1,644ha	1 160ha	1 143ha	0 0ha	2 950ha	5 2,897ha

	本計画期間に区域拡大する特別保護地区						本計画期間に区域を減少する特別保護地区 (設定区分の変更を含む)					
	24年度	25	26	27	28	計 (C)	24年度	25	26	27	28	計 (D)
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
変動面積	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha

区 分	本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区 (再指定も含む)						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**
	24年度	25	26	27	28	計 (E)		
森林鳥獣生息地	1 1,644ha	1 160ha	1 143ha			2 950ha	5 2,897ha	8 4,279ha
大規模生息地							0 0ha	1 1,289ha
集団渡来地							0 0ha	0 0ha
集団繁殖地							0 0ha	0 0ha
希少鳥獣生息地							0 0ha	0 0ha
生息地回廊							0 0ha	0 0ha
身近な鳥獣生息地							0 0ha	0 0ha
計	1 1,644ha	1 160ha	1 143ha	0 0ha	2 950ha	5 2,897ha	9 5,568ha	

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E
**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区	設定後の設定期間	備考
	設定区分	番号	鳥獣保護区名称	面積 ha	面積 ha		
H24	森林鳥獣生息地	5	神室	9,384	1,644	H24.10.31 から H34.10.31 まで	再指定
H25	森林鳥獣生息地	28	月山	651	160	H25.10.31 から H35.10.31 まで	再指定
H26	森林鳥獣生息地	24	小国	2,475	143	H26.10.31 から H36.10.31 まで	再指定
H28	森林鳥獣生息地	14	御所山	2,582	401	H28.10.31 から H38.10.31 まで	再指定
		15	摩耶山	2,555	549		
合計				17,647	2,897		

3 休猟区の指定

(1) 方針

第9次鳥獣保護事業計画期間中に、休猟区の指定効果について検証するため、平成17、18年度は休猟区の指定を休止し、地域ごとに調査区域を選定して、平成14年度からの10年間における鳥獣の生息状況の推移等を継続して調査してきた。

調査の結果、鳥獣の減少は見られなかったこと及び狩猟者数が減少していることから、第11次鳥獣保護事業計画期間中においても休猟区の指定は行わないものとする。

ただし、鳥獣保護員等による生息状況調査等から、明らかな狩猟鳥獣等の減少が見られる場合は、休猟区の指定を検討するものとする。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

指定区域の境界等を明らかにするため、鳥獣保護区全般について標識類の整備を図ることとし、多雪地帯においては、制札から木標への立て替えに努め、新規指定及び区域を拡大する鳥獣保護区については、標識類の設置に努める。観察のための利用施設については、必要に応じて整備に努める。

また、鳥獣保護区全般について、定期的な巡視を行い、標識類等の管理を行うとともに、鳥獣保護区内における鳥獣の生息状況の把握に努める。

(2) 整備計画

①管理施設の設置

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		計	
	設置箇所数	数量	設置箇所数	数量	設置箇所数	数量	設置箇所数	数量	設置箇所数	数量	設置箇所数	数量
標識類 制 札	13	21	10	20	10	20	10	20	10	20	53	101
木 標	13	7	10	20	10	20	10	20	10	20	53	87

②利用施設の整備

(第8表)

区 分	実施年度	整備予定保護区の名称	整備内容	備 考
観察路、観察舎等の整備	平成14年度	蔵王鳥獣保護区	野鳥の森観察小屋の修繕	

③調査、巡視等の計画

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計
管 理 員 等	箇 所 数	56	56	56	56	56	280
	人 数	52	52	52	52	52	260
管理のための調査の実施		鳥獣保護区全般について、現地調査等を実施し、鳥獣の生息状況、標識類の状況等を把握する。					

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

キジの生息分布が市街地周辺まで拡大したものの、キジ、ヤマドリ of 県内の生息数に大きな変化が見受けられないことから、今後も現在の生息数の維持を目標とする。また、必要に応じ引き続き適切な人工増殖に係る事業の実施等について、養殖業者組合に指導する。

放鳥計画のあるオシドリについては、必要に応じて養殖業者の協力を求める。

2 放鳥獣

(1) 方針

放鳥については、自然状態におけるキジ・ヤマドリ of 生息動向等を把握するため、第9次鳥獣保護事業計画期間中は平成17年度、18年度において試験的に放鳥を休止していた。

平成14年度から10年間に於ける鳥獣の生息状況の推移等について継続して調査したところ、鳥獣の減少は見られなかったことから、第11次鳥獣保護事業計画期間中においても、狩猟鳥の放鳥は行わないこととする。また、オシドリについては、必要に応じ鳥獣愛護思想の普及啓発の目的で、森林公園その他の生息適地に放鳥し、県の鳥オシドリの普及を図る。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

オシドリについては、必要に応じ普及啓発事業により放鳥する。

(3) 放獣計画

獣類の人工増殖計画は無く、放獣は行わないものとする。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

「レッドデータブックやまがた（動物編）」に記載されている鳥獣を含む希少鳥獣の適切な保護管理のため、生息状況や生息環境の把握に努め、必要に応じて保護を図る。

(2) 狩猟鳥獣

① 狩猟鳥獣の適切な保護管理のため、生息状況等の把握に努め、必要に応じて保護管理を図る。

また、関係行政機関等からの情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

② 被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟による捕獲等を活用しつつ、特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図る。

(3) 外来鳥獣等

県内に本来生息地を有しておらず、人為的に外部から導入され、農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、その生息・被害状況等の把握に努めるとともに根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害捕獲を推進し被害の防止を図る。

(4) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣及び外来鳥獣以外の一般鳥獣については、調査等により生息状況等の把握に努める。

地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じる。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあっては、許可をしないものとする。

① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合

ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害捕獲を図るものとする。

- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」という。）第9条第3項第4号に規定する指定区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑥ 法第36条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下、「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

捕獲等又は採取等の目的	許可する場合の基本的考え方
①学術研究を目的とする場合	学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等にあつては適切なもの）であつて、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。
②鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
③特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣の共存をめざした科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。
④その他特別な事由を目的とする場合	上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。 また、鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとし、今後、廃止する方向で検討するものとする。
1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合
2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合
3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合
4) 愛玩のための飼養の目的	個人が自らの慰楽のために飼養する目的（特別な事由があると知事が認めるものに限る）で捕獲する場合 なお、当該場合を除き、愛玩のための飼養の目的での捕獲は、原則として、許可しないものとする。
5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合
6) 鵜飼漁業への利用	鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合
7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	伝統的な祭礼行事等に用いる場合
8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請にあつては、以下の基準を満たす場合に許可する。

使用目的	基準
① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（③の場合を除く）	1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。
② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合	くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①1)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。
③ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合	箱わなに限るものとする。

※ ②について、有害捕獲の場合、4（4）②4）キ及びクに規定。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量及び見回りなどについて付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

県は、市町村へ捕獲許可に係る権限を委譲している鳥獣について、その捕獲が法、規則、本基本指針及び鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び県知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言する。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

① 標識の装着

法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

② 錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの生息地域であつて錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状（ツキノワグマの脱出口を設けた箱わな）、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲の防止を徹底するものとする。

また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

※ ツキノワグマの錯誤捕獲については、附属資料1写真参照。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置しないものとする。(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第 19 条で定められた場合を除く。) さらに捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、違法に輸入された個体又は国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標(製品タグ)の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外にあっては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第 9 条第 1 項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放獣は適切でないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適正に対応するよう努めるものとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲にあっては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施への立会い等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲が行われるよう配慮するものとする。このような種については、特に鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とした捕獲(以下「有害鳥獣捕獲」という。)と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を、被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討する。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

捕獲の目的	許可権者	許 可 基 準						留意事項
		許可対象者	種類	員数	区 域	期間	捕獲方法	
学術研究	県知事 (総合支庁長)	理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者	鳥獣各種	必要最小限の種類又は数(羽、頭、個)ただし、外来鳥獣等に関する学術研究をする場合には、適切な種類又は数(羽、頭、個)とする。	許可権者の管轄区域内に限る 必要最小限の区域と し、原則として、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域(特定猟具を使用する場合)及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	1年以内	次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。 2) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。	(注1)及び(注2)参照

(注1) 研究の目的及び内容が、次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。
ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。
また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

(注2) 捕獲・採取後の措置が原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- 2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

①許可基準

捕獲の目的	許可権者	許 可 基 準						留意事項
		許可対象者	種類	員 数	区 域	期 間	方 法	
標識調査	県知事 （総合支 庁長）	国若しくは都 道府県の鳥獣 行政事務担当 職員又はこれ らから委託を 受けた者（委託 を受けた者か ら依頼された ものを含む）	鳥類 各種	原則として、標 識調査を主たる 業務として実施 している者にお いては、2,000羽 以内、3年以上 継続して標識調 査を目的とした 捕獲許可を受け ている者におい ては、1,000羽以 内、その他の者 においては500 羽以内。ただし、 特に必要が認め られる種につい ては、この限り でない。	許可権者 の管轄区 域内に限 る	1年以内	網、わな、手捕	

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収獲物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

①予察表

(第21表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
ハシブトガラス、ハシボソガラス	水稲、大豆、野菜、メロン、りんご、ぶどう、おうとう、もも、西洋なし、なし、すいか、いちご	←—————→												県内一円		
カルガモ	水稲	↔						←—→					県内一円			
スズメ	水稲、りんご、おうとう、ぶどう	←—————→												県内一円		
ドバト	大豆、野菜	↔						←—→					山形市、山辺町、天童市、河北町、村山市、東根市、川西町、長井市、鶴岡市、三川町、酒田市、遊佐町、庄内町			
ムクドリ	りんご、ぶどう、おうとう、もも、すもも、西洋なし、なし、すいか、いちご	←—————→												県内一円		
ヒヨドリ	りんご、いちご、ぶどう、もも、おうとう、西洋なし	←—————→												山形市、上山市、山辺町、東根市、高畠町、長井市、酒田市		
加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
タヌキ	水稲、トウモロコシ、いちご、すいか、メロン、ぶどう、おうとう	↔						←—→					山形市、山辺町、舟形町、長井市			
ハクビシン	野菜、トウモロコシ、おうとう、りんご、ぶどう、すいか、いちご、もも、大豆	←—————→												県内一円	屋根裏営巣による心理的圧迫	
ノウサギ	りんご、かき、植栽苗木	↔												←—→	県内一円	
イノシシ	隣県からの移動による農林業被害 稲、ばれいしょ	↔												↔	山形市、上山市、天童市、村山市、東根市、尾花沢市、最上町、米沢市、高畠町、川西町、白鷹町、鶴岡市	人に対する危害、威圧
ニホンジカ	隣県からの移動による生態系への影響、農林業被害	↔												↔	山形市、上山市、朝日町、大江町、村山市、大石田町、米沢市、小国町、鶴岡市	目撃情報、交通事故

(3) 鳥獣の適正管理の実施

①方針

農林水産業等への被害、生活環境若しくは生態系への影響を及ぼす鳥獣については、農林水産業等と鳥獣保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

②防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(第22表)

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考
ニホンザル ツキノワグマ	24年度～ 28年度	法第7条に基づく特定鳥獣保護管理計画（山形県ニホンザル保護管理計画、山形県ツキノワグマ保護管理計画）による。	

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

①方針

1) 許可の考え方

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策又は追払い等によっても被害等が防止できないと認められる場合に、必要最小限の範囲で有害鳥獣捕獲を認めるものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

許可基準に掲げる鳥獣以外の鳥獣については、本県において、被害が生じることはまれであり、有害鳥獣捕獲許可に当っては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

2) 許可しない場合の考え方

以下の場合にあっては、許可をしないものとする。

ア 捕獲後の処置の予定等に照らして明らかに捕獲の目的が有害鳥獣捕獲ではないと判断される場合

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させたりするなど、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに生息が認められ今後被害が予想される地域における当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。

ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保や社寺境内、墓地における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

オ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

3) 許可にあたっての条件の考え方

有害鳥獣捕獲等の許可にあたっての条件は、期間の限定、区域の限定、捕獲の方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法、捕獲等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮、猟具への標識の装着などについて付するものとする。

4) 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。

また、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

ア 錯誤捕獲防止の推進

- ・ 県内において、イノシシ、シカの生息域が拡大傾向にあり、錯誤捕獲が散見される状況になってきている。
- ・ 関係種の捕獲基準に基づいて、錯誤捕獲の未然防止措置を講じるものとする。

イ 事故防止の推進

- ・ わなを使用した捕獲を行う場合、設置場所については、人身被害を助長しないよう、人家周辺や道路等から見える場所には設置しないこと。
- ・ 特に、ツキノワグマの箱わなでの捕獲については、子グマのみがわなに捕獲され、周辺に親グマがいる場合がある。このため、箱わなを設置する場合は、設置場所周辺の土地利用者及び住民に対し設置する旨連絡し、捕獲関係者以外の者がわなに近寄ってはならない旨周知徹底すること。

5) 許可権限の市町村への移譲

有害鳥獣捕獲申請に対し、より迅速な処理を図るため、狩猟鳥獣のうち、10種[※]の鳥獣について有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可権限を市町村長に移譲する。

市町村長は当該捕獲許可にあたっては、法令及び許可基準等に従って、適切に事務を遂行しなければならない。

※ カルガモ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ノウサギ、ノイヌ、ノネコ及びツキノワグマ（ツキノワグマについては、現に人畜に危害を加えるおそれがある場合に限る）

6) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置しないものとする。（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条で定められた場合を除く。）

また、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は、積極的に活用されるよう指導に努める。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り、苦痛を与えない方法で行うよう指導する。

7) 捕獲等又は採取等の情報の収集

過去に被害がなかった若しくは被害が稀であった鳥獣、特定計画を策定している鳥獣などの保護管理上、必要と認められる場合には、捕獲許可を受けた者に対し、捕獲物等の種ごとに、捕獲地点、日時、性別、体長、その他参考となる情報についての報告を求める。

また、錯誤捕獲に関する事例が散見されているため、その情報提供等を求めるものとする。

②許可基準

(第23表)

許可権者	鳥 獣 名 等	許 可 基 準									
		方 法	区 域	時 期	日 数	許可対象者	留意事項				
市町村長	ハシブトガラス、ハシボソガラス	銃、箱わな	1) のとおり	2) のとおり	6 カ月以内	3) のとおり	4) のとおり				
	カルガモ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ	銃、網									
	ツキノワグマ (現に人畜等に危害を加えるおそれがある場合に限る。)	銃、箱わな			30日以内						
	ノウサギ	銃、網									
県知事 (総合支庁長)	ドバト	銃、箱わな、網			1) のとおり			2) のとおり	60日以内	3) のとおり	4) のとおり
	サギ類、カワウ	銃、網									
	ヒヨドリ、オナガ、ウソ、カモ類 (カルガモ除く)	銃、網									
	ツキノワグマ	銃、箱わな							30日以内		
	タヌキ、ハクビシン、ニホンザル	銃、わな									
	イノシシ	銃、箱わな									
	ニホンジカ	銃									
	アライグマ	銃、わな									
	鳥類の卵の採取	手取り	60日以内								
	市町村の区域をまたがって有害鳥獣捕獲を実施する場合	対象鳥獣の種類による方法	30日以内								

(注1) ライフル銃の使用はツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ及びニホンジカに限る。なお、ニホンザルの捕獲についてライフル銃を使用する場合には、みどり自然課と協議すること。

(注2) 上記基準によることが適当でない場合又は外来鳥獣等基準にない鳥獣を捕獲する場合には、みどり自然課と協議すること。

(注3) 箱わなによるクマの捕獲を実施する場合、長期間箱わなを設置することで多くのクマを誘引してしまう可能性があるほか、人身被害を助長してしまう場合もある。このため、箱わなの設置は10～15日程度とし、短期間で撤去することが望ましい。

1) 区域

原則として、市町村の被害発生区域内に限るものとするが、鳥類及びニホンザルにあつては、隣接市町村等広域的な区域で許可できるものとする。

2) 時期

ア 原則として、被害等が生じている時期と一致させ、できる限り、短期間とする。

イ 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

ウ 狩猟期間中及びその前後15日間における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟(法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。)又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、この時期に緊急に捕獲しないと被害が甚大になる等、特別な事由がない限り許可しないものとする。

3) 許可対象者

原則として被害者又は被害者から依頼を受けた個人又は法人(鳥獣保護法第9条に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ)であつて、銃器を使用する場合は、第1種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合は第1種又は第2種銃猟免許を所持する者)。銃器以外の方法による場合は、網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。

なお、狩猟免許を持たない者等に対する有害捕獲許可及び従事者容認については、当面認めないが、今後の課題として検討していく。

4) 留意事項

- ア 現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種について捕獲を許可する。
- イ 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の(ア)又は(イ)に該当する場合のみ対象とするものとする。
- (ア) 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
 - (イ) 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
- ウ 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するため必要最小限の数(羽、頭、個)とする。
- エ 原則として、捕獲実施者は、捕獲区域と同一市町村に住所を有し、当該捕獲実施前1年間に当該捕獲方法に該当する狩猟者登録を受けている者とする。
- オ 市町村をまたがって広域的に鳥獣を捕獲する場合は、捕獲隊を編成するなど安全な捕獲体制が確保されている場合にのみ許可する。

カ ツキノワグマに関する捕獲基準等については、下記項目の他、山形県ツキノワグマ保護管理計画で定める。

- (ア) ツキノワグマについては現に被害等を生じさせていない場合であっても、次の場合には捕獲を認めるものとする。
- a 市街地及びその周辺に出没した場合
 - b 集落周辺等に出没し、人畜等に対し急迫する加害のおそれがある場合
 - c 当該地域のツキノワグマの生息が安定的に保たれており、当該捕獲によっても安定的に保たれると認められる場合で、かつ、あらかじめ捕獲を行わないと甚大な被害等が予想される時
- (イ) 子連れのツキノワグマは、母子とも許可しないものとする。ただし、当該ツキノワグマが甚大な被害等を与えた場合など特別の事由が認められる場合は、この限りではない。

キ イノシシについて

本県では、現在「イノシシ」は「レッドデータブックやまがた(動物編)」において、「絶滅種」の取扱いになっている。しかし、近年県内において急速にその生息域を拡大させており、農作物被害が散見されてきている。このため他県における甚大な農作物被害や人身被害の状況を考慮し、他県と同様「有害鳥獣」として取り扱う。(附属資料3-1, 3-2参照)

また、他県においては、わなを使用したイノシシの捕獲作業において、ツキノワグマやカモシカ等が「錯誤捕獲」される事例が後を絶たず、これらの種の地域個体群に与える影響が懸念されることから、錯誤捕獲を抑止するため、わなの設置場所、構造、使用する餌等の基準を満たす場合にのみ、わなの使用を許可することとする。

(イノシシ捕獲のための「わな」による、ツキノワグマの錯誤捕獲の例については附属資料1参照)

なお、イノシシについては現に被害等を生じさせていない場合であっても、あらかじめ捕獲を行わないと甚大な被害等の発生が予想される時は、春季(3月～5月)における銃器による捕獲も認めるものとする。

<イノシシの捕獲に係るわなの取扱いについて>

- (ア) 「箱わな」の設置、使用については、以下によるものとする。
- a 周辺にツキノワグマの出没が認められない場所に設置すること。
 - b わな上部に1辺30cm以上の脱出口を設置した箱わなを使用すること。(附属資料2参照)
 - c イノシシ捕獲用の箱わなを設置した後に、クマの足跡や痕跡が箱わな及びその周辺で発見された場合は、箱わなの扉を閉じるなど錯誤捕獲の未然防止措置を講ずること。
 - d ツキノワグマを誘引する可能性が高い餌は使用しないこと。(例：リンゴ、ハチミツ、酒粕等)

(イ)「くくりわな」は、箱わな以上に種を特定して捕獲することが、困難であり、全国的にツキノワグマ、カモシカ等が錯誤捕獲される事例が後を絶たず、捕獲後の対応が困難となる状況が生じており（附属資料1参照）、これらの種の地域個体群に与える影響が懸念されている。また、全国において、くくりわなを使用したイノシシ捕獲作業における人身事故が多数発生しているなど、その使用を一般化するためには解決されなければならない課題が多い。しかし、県内では、くくりわなによるイノシシ捕獲を試みている地域もある。

このため、本計画期間にあっては、「くくりわな」の使用については、その有効性や安全性等の検証に向けた調査捕獲において限定的に認めることとする。

具体的には、調査捕獲におけるくくりわなの使用は、捕獲効率及び農作物被害防止に係る効果、捕獲作業時の人身事故防止、錯誤捕獲の回避などの諸課題の検討資料を蓄積するため、市町村、地域（区域）、使用するわなの個数、許可期間等を限定し、捕獲者や地域住民への事故防止のための周知等を条件に、抑制的に認めるものとする。

なお、本計画期間内における調査捕獲の実施を通じて得られた検証データを基に、次期鳥獣保護事業計画において、くくりわなを使用したイノシシの有害鳥獣捕獲許可のあり方について改めて検討するものとする。

ク シカについて

本県では、現在「シカ」はイノシシ同様、「レッドデータブックやまがた（動物編）」において、「絶滅種」の取扱いになっている。しかし、近年県内においてその目撃事例や交通事故死例が多く寄せられている。（附属資料4参照）

他県における甚大な農作物、森林植生被害の状況を考慮し、他県と同様「有害鳥獣」として取り扱う。

また、他県においては、シカの「くくりわな」による捕獲作業において、ツキノワグマやカモシカ等の「錯誤捕獲」の事例が後を絶たず、それらの地域個体群に与える影響が懸念されることから、くくりわなの使用については、イノシシ同様、本計画期間は、有害鳥獣捕獲における使用は認めないものとする。

なお、シカについては現に被害等を生じさせていない場合であっても、あらかじめ捕獲を行わないと甚大な被害等の発生が予想されるときは春季（3月～5月）における銃器による捕獲も認めるものとする。

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

①方針

有害鳥獣捕獲の適切かつ迅速な実施を図るため、各地域における連絡協議会等の設置や速やかな捕獲班の編成等について、関係団体等を指導するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

②捕獲班等編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第24表)

対 象 鳥 獣 名	対 象 地 域	備 考
カラス類、スズメ類、ムクドリ、カワウ	県内全域	
ニホンザル、ツキノワグマ、その他必要な種	被害発生市町村	

③指導事項の概要

- 1) 有害鳥獣捕獲を責任ある者の指導管理の下に広域かつ効率的に実施するため、できるかぎり市町村及び法第 9 条第 8 項の規定に基づき環境大臣が定める法人による捕獲により実施する。
- 2) 有害鳥獣捕獲実施の事前広報を行うとともに、実施時には見張人を配置する等、事故防止に万全を期する。
- 3) 捕獲班には班長・副班長を置き、班長は班員を掌握し、県、市町村及び関係機関と緊密な連携をとり、捕獲実施に支障のないよう捕獲班を指導するとともに、事故や違反の防止に万全を期する。
- 4) 隣接市町村等広域的な地域で有害鳥獣捕獲を実施する場合は、捕獲班により捕獲隊を編成し、隊長の掌握の下、適切な捕獲に万全を期する。
- 5) 有害鳥獣捕獲従事者は、県又は市町村が貸与する腕章をつける。
- 6) 有害鳥獣捕獲従事者は、社団法人大日本猟友会の共済等ハンター保険に加入する。
- 7) 捕獲に使用するわな又は網に県又は市町村が貸与する標識をつける。

5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

対象鳥獣名	許可対象者	数	期 間	区 域	方 法
ニホンザル	特定鳥獣保護管理事業実施計画を策定した市町村長又は、当該市町村長から依頼を受けた者であること。	捕獲数は特定計画の目標達成のために適切かつ合理的な数であること。	1 年以内	実施計画を策定した市町村	法第 12 条第 1 項又は第 2 項に基づき禁止されている猟法ではないものとし、(4)の②に準ずるものとする。
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ保護管理計画で定める。				

6 その他特別の事由の場合

(1) 許可基準

捕獲の目的	許可権者	許 可 基 準						留意事項
		許可対象者	種 類	員 数	区 域	期 間	方 法	
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	県知事 (総合支庁長)	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員	鳥獣各種	必要と認められる数	①のとおり	1年以内	網、わな、手捕	②のとおり
傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的		国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、鳥獣保護員、野生鳥獣救護所運営者	必要と認められる種類	必要と認められる数		1年以内	網、箱わな、手捕	
博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的		公共施設の飼育担当者、研究従事者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要と認められる種類	必要最小限の数		6カ月以内	銃、網、箱わな、手捕	
愛玩のための飼養の目的		自ら飼養しようとする者又はこれらの者から依頼を受けた者(原則認めない。特別な事由があると知事が認めた場合のみ)	メジロ	1羽		1カ月以内 (繁殖期間を除く)	網、箱わな、手捕	
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止		鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類	必要最小限の数		6カ月以内	網、箱わな、手捕	
鵜飼漁業への利用		鵜飼漁業を生業としている者又はこれらの者から依頼を受けた者	カワウ又はウミウ	必要最小限の数		6カ月以内	手捕	
伝統的な祭礼行事等に用いる目的		祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類	必要最小限の数		30日以内	銃、網、箱わな、手捕	
前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断するものとする。							

① 区 域

許可権者の管轄区域内に限るものとし、標識調査、職務上の必要、傷病鳥獣の保護を目的とする場合を除き、原則として、鳥獣保護区、自然公園区域内での捕獲は許可しないものとする。

② 留意事項等

1) 愛玩飼養を目的とする場合の特例

原則として、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めないこととし、知事が特別の事由(野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等)があると認める場合に限る。また、この場合においても原則として次の基準によるものとする。

ア 自ら飼養しようとする者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養している、又は5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けている場合は許可しないものとする。

イ 許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり1羽に限り許可するものとする。

ウ 飼養しようとする者の住所地が県内にない場合は、原則として、許可しないものとする。

2) 伝統的な祭礼行事等に用いることを目的とする場合の特例

ア 狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合は許可しないものとする。

イ 致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除き、行事に用いた後は放鳥獣するものとする。

(2) 許可しない場合の考え方

以下の場合にあっては、許可をしないものとする。

① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させたりするなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるような場合

③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保や社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

(3) 許可にあたっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可にあたっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮、猟具への標識の装着などについて付すものとする。

(4) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置しないものとする。(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条で定められた場合を除く。)

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法で行うよう指導する。

7 鳥類の飼養登録

(1) 方針

飼養鳥獣の適正な個体管理を行うとともに、違法捕獲等による無許可飼養の防止に努める。

(2) 飼養適正化のための指導内容

広報誌等を通じて、鳥獣飼養制度の周知徹底を図るとともに、飼養鳥類について足環の装着の徹底等の指導に努める。

8 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次の①、②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- ① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。

- ① 銃猟に伴う危険を予防するための地区
銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域
- ② 静穏を保持するための地区
法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地)
- ③ わな猟に伴う危険を予防するための地区
学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

なお、第11次計画において、期間が満了する区域については原則、期間を更新する。
なお、既設の銃猟禁止区域は、特定猟具使用禁止区域と読み替える。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第25表)

区分	既指定特定猟具使用禁止区域(A)	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域							
		24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	106	箇所	1											
	面積	29,618ha	変動面積	16ha											
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	3	箇所												
	面積	195ha	変動面積												
計	箇所	109	箇所	1											
	面積	29,618ha	変動面積	16ha											

	本計画期間に区域を減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に解除又は期間満了となる特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増△減*	計画終了時の特定猟具使用禁止区域**	
	24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)			
箇所														1	107
面積														16ha	29,634ha
箇所															3
面積															195ha
箇所															110
面積														16ha	29,634ha

注) A、*及び**の面積計について、わな猟禁止区域が銃猟禁止区域と重複しているため、実面積としている。

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第26表)

猟具区分	年度	支庁区分	所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積	設定期間	備考			
銃器	H24	村山	上山市	小倉	16	H24. 11. 1から H34. 10. 31まで	新規 再指定			
			天童市	荒谷	402					
			西川町	寒河江ダム	810					
			東根市	大平	485					
				白水川	136					
				寒河江市、西川町	寒河江川			855		
		最上	新庄市	太田・中道	174					
			庄内	鶴岡市	桜ヶ丘			422		
					三和			60		
					松ヶ岡			236		
			三川町	三川	159					
			庄内町	荒鍋	159					
		置賜	長井市	五十川	133					
			南陽市	宮崎	17					
				古峯	109					
		H25	村山	山形市	馬見ヶ崎白川			1,132	H25. 11. 1から H35. 10. 31まで	
				上山市	つるみ石沼			6		
				生居川ダム	81					
	庄内		酒田市	横根山	229					
				千里塚	251					
			庄内町	狩川	130					
			遊佐町	月光川	153					
			酒田市、遊佐町	酒田	4,830					
	置賜		長井市	舟場	702					
			南陽市	内原	92					
			白鷹町	深山	300					
	H26		村山	天童市	山元	16	H26. 11. 1から H36. 11. 1まで			
				村山市	西山	18				
		北山			265					
		尾花沢市、大石田町		板橋沼	15					
		最上	新庄市	升形	210					
			庄内	鶴岡市	代(たらのき代)	89				
				庄内町	小出沼	23				
				遊佐町	吹浦	232				
				当山	25					
			酒田市、遊佐町	藤崎	697					
			鶴岡市、酒田市	庄内空港	1,918					
		置賜	川西町	希望ヶ丘	112					
			小国町	荒川	91					
		H27	村山	天童市	貫津	7			H27. 11. 1から H37. 10. 31まで	
				山口	235					
	山辺町			鬼ノ目	30					
	中山町			最上川中山緑地	51					
大石田町	今宿			130						
最上	真室川町		神室少年自然の家	423						
	庄内		鶴岡市	藤島	94					
遊佐町			遊佐	518						
置賜			高島町	蛭沢	350					
	白鷹町		愛宕山公園	146						
H28	村山	上山市	前川思川	132	H28. 11. 1から H38. 10. 31まで					
	最上	金山町	山崎	89						
		庄内	鶴岡市	赤川			321			
		酒田市	中平田	23						
	置賜	長井市	寺泉	254						
総計					18,593					

2 銃猟特定猟具使用制限区域の指定

現在、県内においては、指定の必要性が認められる箇所はない。

3 猟区設定のための指導

(1) 方針

現在、県内においては、猟区が設定されておらず、設定を希望する者に対しては、猟区設定のための手続きや管理運営等について、指導等を行う。

4 指定猟法禁止区域の指定

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地から必要な区域について指定を行う。特に、鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況など現状を把握、分析し、関係機関等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定に努める。

また、鉛製散弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

個体数の増加や分布域の拡大により農業被害等が拡大し、地域住民との間であつれきが生じている地域個体群について、科学的知見を踏まえつつ、専門家や地域の幅広い関係者との合意を図りながら保護管理の目標を設定し、これに基づき個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の対策を講ずる。

また、ニホンザル及びツキノワグマについては生息区域が隣接している隣接県の行政及び関係機関と連携をとりながら、その保護管理事業を実施していく。

なお、本計画期間において、ニホンザル及びツキノワグマの「第2期特定鳥獣保護管理計画」に基づき対策を進めていく。

(第29表)

計画作成年度 (予定)	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
H23	保護管理及び被害軽減	ニホンザル	H24. 4. 1~H29. 3. 31	県全域	第2期計画
H23	保護管理及び被害軽減	ツキノワグマ	H24. 4. 1~H29. 3. 31	県全域	第2期計画

2 事業実施計画の作成に関する方針

市町村は特定計画に基づき、毎年度市町村特定鳥獣保護管理事業実施計画（以下「事業実施計画」という）を策定し、特定鳥獣の保護管理を総合的に実施するものとする。事業実施計画を策定するにあたっては、関係者で組織する特定鳥獣保護管理連絡協議会で、内容を検討し、近隣市町村との調整を図る。

なお、ツキノワグマについては、単独で広域移動すること及び他の種に比べて生息密度が低いこと等から地域個体群の安定的維持を図るため、第2期特定鳥獣保護管理計画において、県が広域管理するものとする。

(第30表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
H24~H28	保護管理及び被害軽減	ニホンザル	単年度	県全域	県市町村

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

鳥獣保護事業を実施するうえで必要な資料を得るため、関係機関や研究者等との連携を図りながら各種調査を実施していく。

また、各種実績報告書等を整理し野生鳥獣の保護管理への活用を図るとともに、新しい知見に基づく調査法の検討を行う。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数等の把握に努める。

(2) 鳥獣生息分布調査

既存資料の活用、アンケート調査、聞き取り調査等により、県内全域における鳥獣の生息分布状況を把握し、保護事業の基礎資料とする。

なお、ニホンザル及びツキノワグマについては、特定計画に基づきモニタリング調査を行い、生息分布等を把握し、同計画の見直しの資料とする。

(3) 希少鳥獣等保護調査

① イヌワシ、クマタカ、チュウヒ等希少猛禽類

既存資料の活用、聞き取り調査等により、県内における生息分布を把握し、鳥獣保護区等の設定など適正な保護管理を実施するための基礎資料とする。

(第31表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
鳥獣全般	24～28年度	既存資料の収集整理、聞き取り調査、現地踏査等を行い、鳥獣生息分布を把握する。	県内全域	4月～3月
鳥類全般	24～28年度	主要地点の定期的な観察調査により、鳥類の生息動向を把握する。	県内10カ所	4月～3月
イヌワシ、クマタカ、チュウヒ等	24～28年度	聞き取り調査、現地調査等による生息分布を把握する。必要に応じて、生息状況、生態等を調査し、保護対策を検討する。	県内全域	4月～3月
ニホンジカ、イノシシ	24～28年度	アンケート調査により、目撃情報等を収集し分布状況を把握し、保護管理対策の基礎資料とする。	県内全域	4月～3月
ニホンザル、ツキノワグマ	24～28年度	ラジオテレメトリー法による行動調査、生息環境調査等を行い、保護管理対策を検討する。	奥羽山系	4月～3月

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

全国的な一斉調査の一環として、県内のガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地等について、冬季における生息状況を把握し、保護対策を実施するための資料とする。

(第32表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内全域	24～28年度	定点観察法より、種別の生息数を把握し、保護対策を検討する。	毎年1月中旬に実施する。

(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区指定候補地及び既指定鳥獣保護区について、鳥獣の生息状況等を把握し、鳥獣保護区の指定・管理等を実施するための資料とする。

(第33表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
平成29年度～33年度に期間が終了する鳥獣保護区	24～28年度	定点観察法、ラインセンサス法により、鳥獣の生息状況を把握する。現地調査により、生息環境を把握する。	
次年度に期間が終了する鳥獣保護区			
鳥獣保護区指定候補地及び鳥獣保護区全般		現地調査、聞き取り調査により、鳥獣の生息動向を把握する。	

3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、主要な狩猟鳥獣であるキジやヤマドリを重点として、県内における狩猟の実態や狩猟鳥獣の生息状況等の把握に努める。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

キジ、ヤマドリについて、生息数の増減傾向を把握し、適正な捕獲等の管理を行う。

(第34表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	備考
キジ ヤマドリ	24～28年度	出猟者に対しアンケート調査を実施し、キジ、ヤマドリの出合数を把握し、捕獲の制限、放鳥等について検討する。	毎年11月15日に実施する。

(3) 狩猟実態調査

県内における狩猟の実態を把握し、狩猟の適正化のための資料とする。なお、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマについては、捕獲状況図を作成する。

(第36表)

対象種類	調査年度	調査内容・調査方法	備考
狩猟鳥獣	24～28年度	狩猟者から捕獲報告書を徴収し、種別の捕獲数、捕獲場所を把握し、狩猟適正化のための対策について検討する。なお、カモ類については、出猟した日、一日ごとの捕獲数など、報告書を徴収する。	

(4) 放射性物質検査

平成23年3月の東京電力(株)福島第1原子力発電所事故により、野生鳥獣への放射性物質の影響が確認されており、捕獲に従事する狩猟者などの不安が高まっている。このため、国等関係機関と連携し野生鳥獣の放射性物質検査等モニタリングを実施するとともに、適切な情報提供に努める。

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

県内における有害鳥獣捕獲による捕獲実態を把握し、有害鳥獣対策の資料とする。特に、農作物被害等が著しい鳥獣については、捕獲地点、捕獲個体の状況など詳細な情報を収集するとともに、捕獲状況図を作成する。

なお、ニホンザル、ツキノワグマについては、市町村及び関係者の協力を得ながら、特定計画の策定及び推進等のために必要な情報を収集する。

(2) 調査の概要

(第37表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容・調査方法	備考
イノシシ、ニホンジカ	24～28年度	捕獲後、有害鳥獣捕獲実施者から実施報告書、捕獲個体調査票、捕獲位置図を徴収して、有害鳥獣対策を検討する。 捕獲状況図を作成するとともに、遺伝子検査を行う。 遺伝子検査を行う。	
ツキノワグマ		有害鳥獣捕獲実施者から実施報告書のほか、捕獲個体調査票を徴収して、捕獲個体の性別、年齢、体長、胃の内容物等を把握し、生息動向等に応じた有害鳥獣対策を検討する。 捕獲状況図を作成する。	
ニホンザル		有害鳥獣捕獲実施者から実施報告書のほか、捕獲後個体調査票を徴収して、個体情報を把握し、生息動向等に応じた個体数管理を実施するための基礎資料とする。	

第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣保護行政を実施するために必要な担当職員を本庁生活環境部みどり自然課、各総合支庁保健福祉環境部環境課に配置する。

また、山形県環境科学研究センターの自然環境部門と連携し、科学的知見に基づく鳥獣保護行政を推進する。

(2) 設置計画

(第41表)

区 分	現 況			計 画 終 了 時			備 考			
	専任	兼任	計	専任	兼任	計				
本庁 生活環境部みどり自然課自然環境担当	—	4	4	本計画期間中の行政需要等を検討し、配置する。	本庁 鳥獣保護思想の普及に関すること 環境審議会鳥獣保護部会に関すること 野鳥愛護団体等の育成指導に関すること 鳥獣調査統計に関すること 鳥獣保護事業計画の策定に関すること					
環境科学研究センター自然環境部門	2	—	2					環境科学研究センター自然環境部門 野生鳥獣の基礎調査に関すること 自然保護団体等の支援に関すること		
出先 村山総合支庁保健福祉環境部環境課 最上総合支庁保健福祉環境部環境課 置賜総合支庁保健福祉環境部環境課 庄内総合支庁保健福祉環境部環境課	— — — —	3 2 2 2	3 2 2 2					出先 狩猟免許に関すること 狩猟取締まりに関すること 鳥獣捕獲許可に関すること 鳥獣保護区等の指定管理に関すること		

(3) 研修計画

(第42表)

名 称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内 容 ・ 目 的	備 考
自然保護行政担当者会議	県	4月	1回	全県	10人	自然保護行政に関する知識の習得等	
鳥獣保護担当実務研修	県	5月	1回	全県	6人	鳥獣保護に関する専門研修等	
北海道東北ブロック鳥獣保護担当者会議	各県	9月	1回	ブロック	2人	鳥獣保護行政に関する情報収集等	
野生生物保護担当者会議	国	2月	1回	全国	2人	同 上	
野生生物保護研修	国	5月	1回	全国	1人	野生生物保護行政に関する知識の修得	

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護員は、鳥獣保護管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとし、鳥獣保護事業を適正かつ円滑に推進するため、現在の総数、配置を維持する。

(2) 設置計画

(第43表)

基準設置数 (A)	平成24年度末		年度計画					計(C)	充足率(C/A)
	人員(B)	充足率(B/A)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
52人	52人	100%	0人	0人	0人	0人	0人	52人	100%

(3) 年間活動計画

(第44表)

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区等の管理 各種鳥獣調査	←												→	
鳥獣保護思想の普及														随時
狩猟者等への指導								←					→	

(4) 研修計画

(第45表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護員研修会	県	6月	1回	全県	52人	鳥獣保護員の資質向上及び専門知識の習得	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

鳥獣の生息及び被害状況等に応じた、有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

その一環として、鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲等又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成が図られるように、そのための研修等に努めるものとする。

(2) 研修計画

(第46表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護管理 実務研修会	県	随時	1回	全県	30人	鳥獣の生息動向等に関する研修	狩猟者、市町村職員等を対象

(3) 狩猟者の減少防止対策

有害捕獲等の保護管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、狩猟者団体等の協力を得て、その実態を把握するとともに、下記対策の継続を図るなど、狩猟者の育成・確保のための対策を講じるものとする。

- ・ 狩猟免許試験の休日実施
- ・ 県内2会場で試験実施（庄内及び村山地区）
- ・ 狩猟免許取得予定者に対する講習会経費負担軽減
- ・ 狩猟者の社会的役割の普及啓発

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

鳥獣保護センター等の設置については、第9次及び第10次事業計画期間中において検討してきたが、施設の設置は困難な状況であった。第11次事業計画期間中においては、その機能も含め、本県の実情に合った鳥獣保護センター等のあり方を引き続き検討する。

5 取締り

(1) 方針

違法な鳥獣の捕獲、飼養の未然防止のため、警察当局や市町村等と連携し、年間を通じて取締りを実施する。狩猟期間については、特に、銃猟による事故や違反の未然防止を重点とした取締りを実施する。特に、カモ類の狩猟期間とカモ類以外の狩猟期間が異なることから、当該期間においては、違法な捕獲のないよう重点的に取り締まる。

(2) 年間計画

(第48表)

事 項	実 施 時 期												備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
違法捕獲の取締り													随時
ツキノワグマの密 猟取締り	←											→	
鳥類の流通取締り		←										→	
狩猟取締り													
狩猟重点取締り								◇					

6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、目的税である狩猟税の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し、効果的な支出を図る。

第九 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

ニホンザルやツキノワグマが人間の活動領域に出没し、農林業・人身被害が発生するなど野生鳥獣と県民との軋轢が生じるとともに、これまで県内で見られなかったイノシシやニホンジカが隣県から移動してくるなど、生息域が拡大する傾向にある。

また、野生鳥獣と人間が棲み分けるための緩衝帯となっていた里山林の管理放棄地の増大及び耕作放棄や野生鳥獣捕獲の実施を担う狩猟者の減少と高齢化の進行等、野生鳥獣を本来の生息域に押し戻す力が弱まっている。

こうした状況の中で、野生鳥獣と人間との軋轢の緩和及び野生鳥獣の地域個体群の安定的存続を図るため、関係者が連携し、野生鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施等による総合的な鳥獣保護管理の推進が必要となっている。

2 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟にかかる各種規制区域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を、必要に応じてきめ細かに実施する。

また、各種制度の適用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

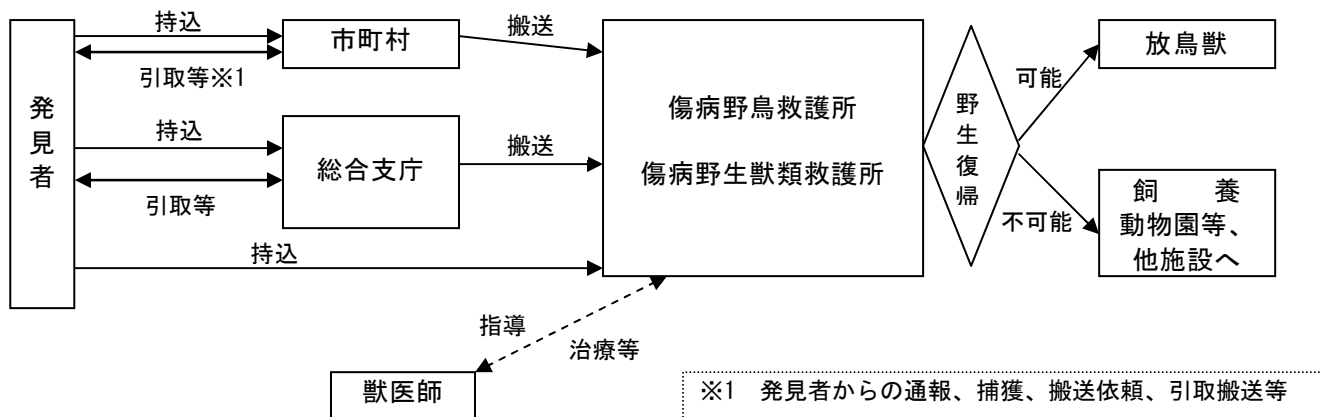
3 入猟者承認制度に関する事項

本県では、特に該当する鳥獣はないが、孤立した狩猟鳥獣の個体群が確認された場合は、特定計画の策定及び入猟者承認制度について検討する。

4 傷病鳥獣救護の基本的な対応

- (1) 県内各地に救護所を配置した現在の傷病鳥獣の救護体制を維持するため、運営者の高齢化等を踏まえ、後継者の確保について検討する。また、救護体制の充実を図るため、地域の獣医師による診察・治療を必要に応じて実施できる体制の整備について検討する。
- (2) 治癒した鳥獣の適正な野生復帰を図るため、訓練体制の整備について検討するとともに、現在、救護所で保護している野生復帰不可能個体の対応（終生飼養又は安楽死等）について検討する。
- (3) 油汚染事故等一時に多量の傷病鳥獣の発生に対応するため、救護所運営者等の知識及び技術の向上を図るとともに、関係団体等との連携に努め、迅速な救護体制の確立を図る。
- (4) 雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に周知する。
- (5) 救護にあたっては人獣共通感染症の感染の有無を確認し、仮に感染の可能性のある場合は関係法令等の規定に従い、適切に対処するものとする。

<野生鳥獣救護フロー図>



5 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に関する普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には、以下の点について留意するものとする。

- ア 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。
- イ 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。
- ウ 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

(2) 年間計画

(第49表)

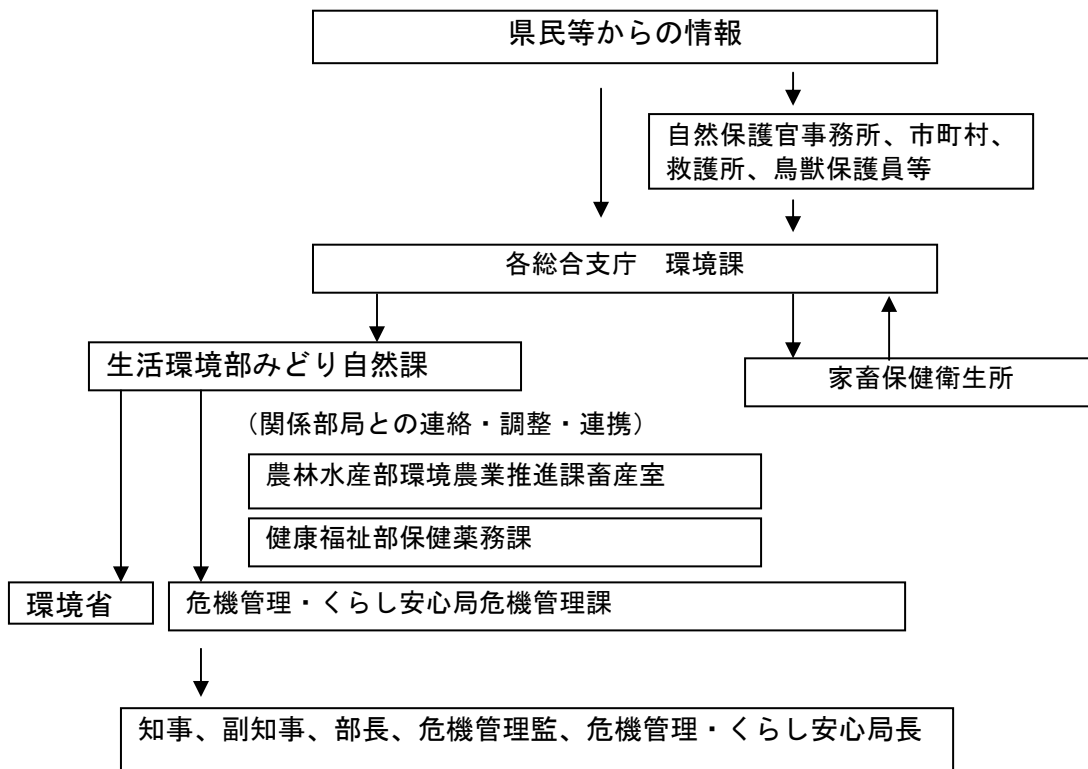
重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
安易な餌付け防止に係る普及啓発	←												→	ホームページ、チラシなど	県民一般

7 感染症への対応

人獣共通感染症のうち特に高病原性鳥インフルエンザについては、「山形県新型インフルエンザ対策行動計画（H22年8月改定）」及び「新型インフルエンザ対策行動計画に基づく対応マニュアル（H23年11月改定）」に基づき、情報提供や啓蒙普及活動を実施して予防に努める。

また、野生鳥獣は何らかの病原体を常時保有しているものと考え、触れる際の感染防止（手袋、マスク等の着用）及び触れた後の感染防止（手洗い、うがい等）について、県民及び野生鳥獣関係者への周知に努める。

(1) 大量の死亡野鳥が発見された場合の連絡体制



(2) その他の感染症

その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

8 普及啓発

(1) 鳥獣の保護管理についての普及等

① 方針

鳥獣の保護思想の普及啓発を図るため、その対象として青少年に重点を置き、愛鳥週間ポスターコンクール、探鳥会、県の鳥オンドリの放鳥、巣箱設置等を行う。

② 事業の年間計画

(第50表)

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
愛鳥週間ポスターの募集・展示	←			→									
探鳥会、オンドリ放鳥、巣箱設置		←									→		
環境教育の支援(講師派遣等)	←												→
双眼鏡等の貸出	←												→

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第51表)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
愛鳥週間行事	1) 愛鳥ポスターコンクールの実施 県内の小、中、高校生から愛鳥ポスターを募集し、表彰及び展示を行う。 2) 探鳥会、自然観察会等の支援 民間団体が開催する探鳥会、自然観察会等を支援する。				

(2) 野鳥の森等の整備

本県では、野鳥の保護を図るとともに、県民が野鳥に親しめる場を提供することを目的に、昭和49年に上山市蔵王坊平地区に「山形県野鳥の森」を設置している。今計画においても、施設の利用促進を図るため、現在整備されている施設の維持管理を行う。

(第52表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	備考
野鳥の森	昭和49年度	上山市坊平	124ha	観察路、観察小屋、東屋	

(3) 小中学生を対象にした普及啓発

① 方針

野生鳥獣は、豊かな自然環境の重要な構成要素であり、快適な県民生活を維持するうえでも掛け替えのない存在である。県民の野生鳥獣を愛する心の醸成を図りつつ、これらを、県民の共有財産として末永く後世に伝えていく必要がある。

そのため、県内の小中学生等を対象として、身近な野生鳥獣について学び、慈しむ機会を設け、鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

② 事業内容

小中学生等対象に、探鳥会、巣箱設置、県の鳥オンドリ放鳥事業等を開催する。

また、体験教室の際に、巣立ち雛を拾わない、野生鳥獣にはむやみに素手で触らない、餌を与えないなど、正しい野生鳥獣との接し方を教える。

(4) 法令の普及徹底

① 方針

鳥獣に関する法令のうち、鳥獣の捕獲・採取等の規制の制度、鳥獣飼養登録制度等、県民に関係のある事項について、広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努めるものとする。

② 年間計画

(第54表)

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣捕獲制度の周知	←—————→												広報誌、チラシなど	県民一般
飼養登録制度の徹底	←—————→													
狩猟制度	←—————→													